資料1

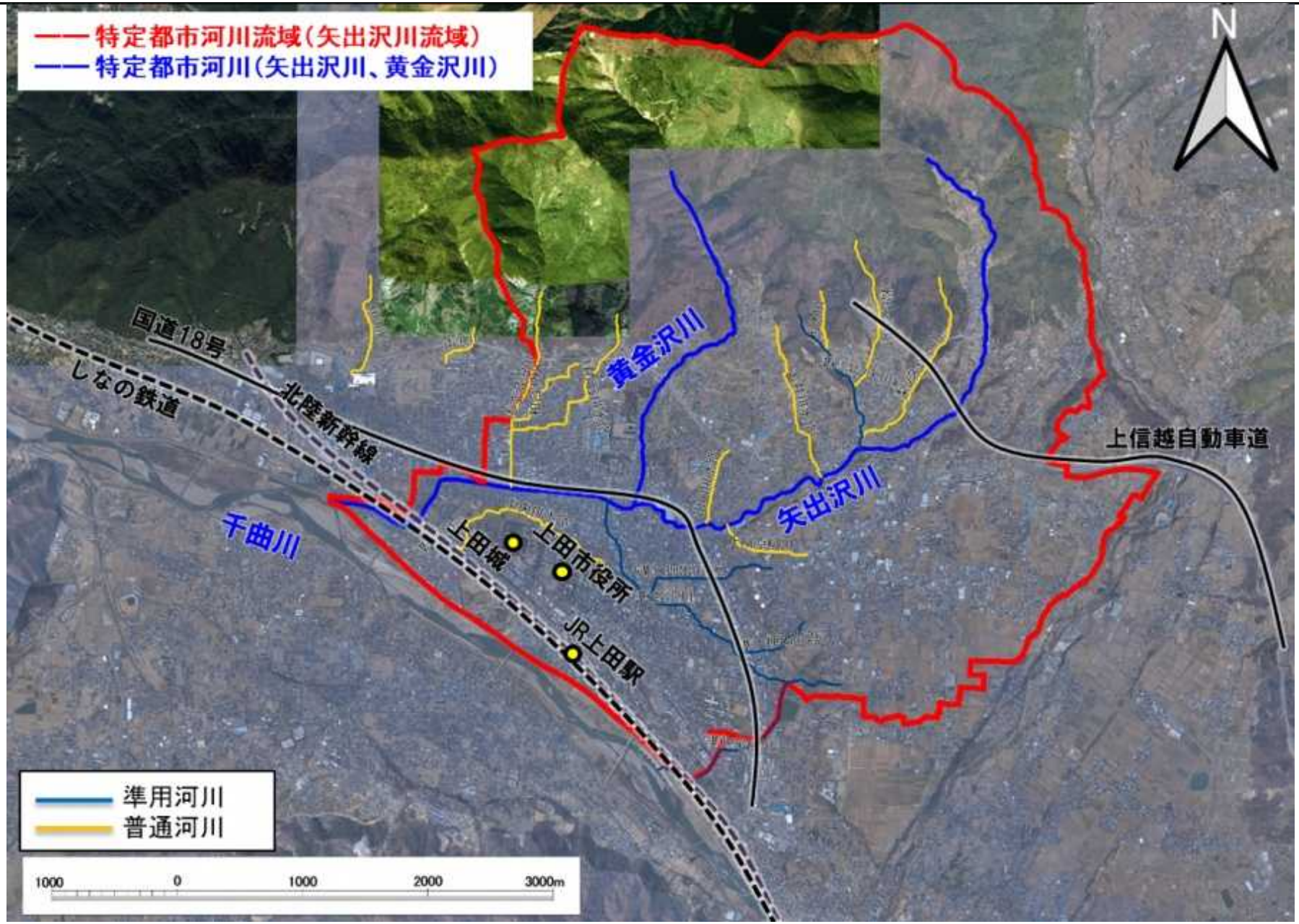
特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について

令和8年10月27日
矢出沢川流域水害対策協議会及び同幹事会

特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

○ 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項の規定に基づき、令和8年1月30日付けで指定

○ 指定に伴い、特定都市河川流域における「流域水害対策計画」の策定が義務付け



特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（計画の策定まで）

○「流域水害対策計画」は河川管理者、都道府県知事、市町村長、下水道管理者が共同で策定

○ 流域の関係者が協働して計画の策定・対策等の検討を行うため、法第7条の規定を踏まえ「矢出沢川流域水害対策協議会」を設置※

※法第7条に基づく協議会の設置は任意であるが、関係者による円滑な協議・調整を図るため設置

R8.1.30指定

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

▼▼

本日

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

▼▼

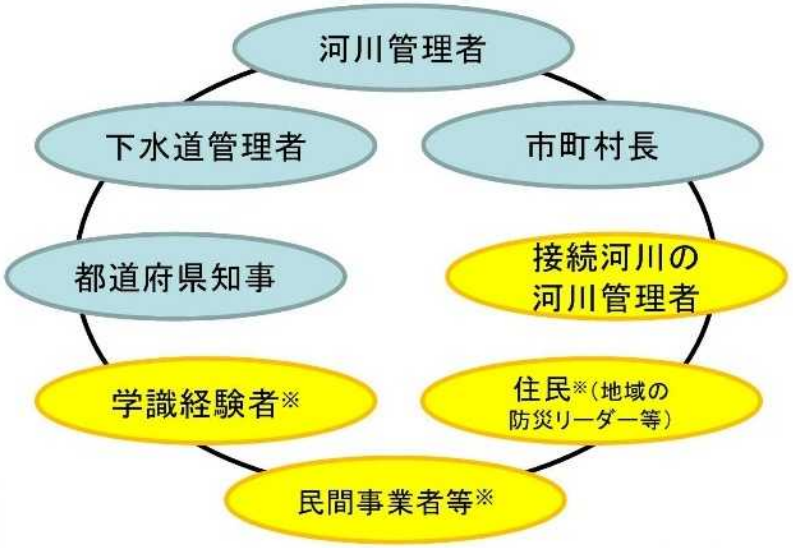
R9年度中（目標）

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20–30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を**本格的に実践**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

国土交通省資料を加工